

相模鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃（加算運賃）
の上限設定認可申請に係る審議（第6回）

1. 日 時

平成31年4月25日（木） 11:40～11:50

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 中野、北村、塚田

4. 議事概要

- 事案処理職員から4月23日（火）の討議を踏まえた答申案について説明を聴取した後、審理の結果、相模鉄道株式会社からの申請に係る鉄道の旅客運賃の上限設定について、相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線の開業に伴う資本費コストの回収が完了するまでの間、相鉄・JR直通線内の西谷駅から羽沢横浜国大駅までの区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合の加算運賃の上限として、申請のとおり認可することは適当である旨答申することとした。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。